

平成17年7月12日

新潟地方裁判所高田支部 御中

長岡技術科学大学生物系教官有志

遺伝子組換え稻の作付け禁止等仮処分申請の却下を求める要請書

独立行政法人「中央農業総合研究センター北陸研究センター」が計画・実施しつつある「遺伝子組換え稻の栽培試験」に対し、山田稔氏らが新潟地裁高田支部に作付け禁止および実験中止を求める仮処分の申請をしたと知りました。

私どもは、生物分野の教育・研究にかかる者として、以下にかかる理由にもとづき今回の「遺伝子組換え稻の栽培試験」かかる仮処分申請が妥当でないと判断し、ここに仮処分申請の却下を強く求めます。

1. すでに今回の「遺伝子組換え稻の栽培試験」は、カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)ならびに農林水産省の定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に基づいて稻などの作物を含む生物等の周辺環境への悪影響を防止するのに必要な隔離等の措置を取っている上、開花させる稻では移植時期をずらして更に袋掛けをする等の万全の対策が取られており、周辺農家で栽培している稻との交雑が起こる可能性は考えられない。
2. 稻の花粉の寿命は5分以内とされており、長期に残留した稻の花粉が交雑を引き起こす心配はなく、この点からも周辺農家で栽培している稻との交雫が起こる可能性は考えられない。
3. 交雫の可能性を検証するために周辺に別種の稻を栽培して交雫を検出するモニタリング実験が同時に実施されるため、いわゆる風評被害の恐れに対しても十分な対策が取られている。
4. 世界で生産されている大豆の6割が遺伝子組換え大豆となっているなど、遺伝子組換え作物は世界的には市民権を得つつある。少なくとも品種改良技術として遺伝子組換え技術は安全性が確保されている既に確立された技術であり、遺伝子組換え稻の栽培実験は通常の品種改良実験と同等に見るべきである。
5. 稲についての品種改良は海外でも進められており日本国が座して優位を保つていける状

況ではなく、我が国でも遺伝子組換え技術を含む品種改良技術を駆使した品種改良を進める必要がある。

6. 今回のカラシナ由来の抗菌タンパク質遺伝子導入は、稻だけでなく多様な作物に応用して病気に対する抵抗性(耐病性)を付与できる非常に有用な我が国の独自技術である。競争相手がないわけではなく、開発をスムーズに進める環境を確保することは我が国にとって極めて重要である。

以上に述べましたように、今回の仮処分申請が妥当でないと判断されます。新潟地方裁判所高田支部におかれましては公正かつ的確な判断をされるよう、心からお願い申し上げます。

長岡技術科学大学生物系教官有志一同

福田 雅夫	教授 助教授 助手	福
渡邊 和也	教授 助教授 助手	渡
城戸 俊一	教授 助教授 助手	城
高原 美規	教授 助教授 助手	高
野中 寿昌	教授 助教授 助手	野
政丹 英司	教授 助教授 助手	政
宮内 啓介	教授 助教授 助手	宮
本多 元	教授 助教授 助手	本
曾田 千嗣	教授 助教授 助手	曾
園田 宏文	教授 助教授 助手	園
森川 康	教授 助教授 助手	森
小笠原 浩	教授 助教授 助手	小